

宴会・催事規約

桐生グランドホテルでは、宴会又は催事のご利用に関して下記の通り規約を設けておりますので、あらかじめご了承ください。

1.お取決めの範囲について

当ホテルが宴会又は催事（以下宴会等と称します）及び宴会場の利用等に関して締結する契約（以下宴会等契約と称します）は、この取り決めの定めるところによるものとし、この取り決めに定めのない事項につきましては、法令又は一般に確立された習慣によるものとさせていただきます。

2.ご契約のお申し込みについて

(1)ホテルに宴会等契約のお申し込みをされる場合はホテル担当係員に次の事項をお知らせください。

- ①宴会等主催者名
- ②宴会等開催日及び開催事項
- ③宴会等の内容
- ④申込金の金額及び支払日、清算金の支払日
- ⑤その他ホテルが必要と認める事項

(2)当ホテルは、お申込者又はお申し込み宴会等のご主催者もしくはご出席者が以下の各号に該当する場合には、お申し込みには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

- ①暴力団、暴力団関係企業・団体、過激行動団体、その他反社会組織（以下「暴力団等」と称します）又は暴力団等の関係者である場合。
- ②暴力団等又は暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人、その他の団体である場合。
- ③法人でその役員のうちに暴力団等の関係者がある場合。
- ④当ホテルの他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- ⑤当ホテルまたは当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。

3.仮契約期限について

仮予約期限は原則1週間とし、期限内に申込金をお支払いください。

申込金につきましてはお申し込み時の見積額の20%を基本としホテルより提示させていただきます。
尚、仮期限を経過してお支払いの無い場合には仮予約をお取消しさせていただくことがございます。

4.ご契約の成立について

(1)宴会等契約は、ホテルがご契約のお申し込みを承諾し申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。

(2)宴会等契約が成立したときは、宴会等見積金額を前払金としてホテルが指定する日までにお支払いをいただきます。

(3)前払金をホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宴会等契約はその効果を失うものといたします。この場合、取消料金を申し受けます。

(4)お支払いに際しましては、クレジットカードのお取り扱いはいたしておりませんので、ご了承ください。

5.宴会場利用契約締結の拒否と解約

当ホテルは次に掲げる場合において、宴会場利用契約の締結に応じないか、または既にご契約いただいている場合でも解約させていただくことがあります。

(1)宴会場利用申込者（法人その他の団体を含みます）が次に掲げる事由に該当するとき、または宴会等に出席される利用客の中に次に掲げる方がいるとき。

- ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」と称します）またはその構成員もしくはその関係者。
- ②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその役員・従業員もしくはその関係者。
- ③宴会場利用申込者が法人その他団体で、それらの役員のうちに暴力団等の構成員もしくはその関係者がいるとき。
- ④法令又は公序良俗に反する行為をなさる恐れがあると認められる方。

(2)当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(3)当ホテルもしくは当ホテル職員(従業員)に対し、暴力、恐喝、威圧的な要求を行い、あるいは合理的範囲を得る負担を要求したとき、もしくは過去に同様の行為を行ったと認められるとき。

5.ご契約の取消料について

既にご契約いただいている宴会等をお取消しされる場合には、通知を受けた日より次の取消料をいただきます。

- (1)90日前～61日前迄 宴会等見積金額の20%、手配済のものは、実費請求させていただきます。
- (2)60日前～31日前迄 宴会等見積金額の50%、手配済のものは、実費請求させていただきます。
- (3)30日前～ 2日前迄 宴会等見積金額の80%、手配済のものは、実費請求させていただきます。
- (4)前日、当日 宴会等見積金額の全額、手配済のものは、実費請求させていただきます。

6.免責事項について

以下に定める理由に該当することがあった場合は、お客様、当ホテル双方とも免責とさせていただきます。

- (1)天災又は施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会等の催行が不可能又は著しく困難になったとき。
- (2)法令に基づく公権力の行使、又は関係官庁の指導等による宴会場の収用、取払い、使用禁止等の事由が発生し、宴会等の催行が不可能又は著しく困難になったとき。

7.有料人数の確認について

料理等を用意する人数(以下有料人数と称します)は宴会等の開催日の2日前の正午までにホテル担当係員にお知らせください。

宴会等の開催日の出席客数が有料人数より減少した場合は有料人数分の料金を申し受けます。

8.損害賠償について

お客様及び、お客様側のすべての関係者(出席者、お客様が直接依頼した業者を含む)は、ホテルの施設、什器備品等を損傷しないよう十分ご注意ください。もし、施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修理に関して、ホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理されるか、またはその損害の賠償金をご負担していただきます。

9.禁止事項

次に掲げる各項目につきましてはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- (1)発火又は引火性のある物品や危険物の持ち込み
- (2)悪臭を発する物の持ち込み
- (3)ご予約時の使用目的以外のご利用
- (4)備品の移動
- (5)その他、法令で禁じられている行為

10.音響についてお願い

バンド、太鼓他の演奏等、大音量の発生が予想される場合必ず事前に当ホテル営業担当者にお申し出ください。ただし、周囲の状況によってはご遠慮いただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。